

三重県歯科医師国民健康保険組合の組合員の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、**保険料が減免**となります。

《対象期間 令和3年4月～令和4年3月分保険料》

【保険料の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方

⇒ **保険料を全額免除**

- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、組合員の収入減少(*)が見込まれる世帯の方

⇒ **保険料を減免**

※保険料が減免される具体的な要件

組合員の事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

- 保険料の減免額**は、保険料額に事業収入等に係る減少率に応じて下記の減免割合をかけた金額です。

減少率	減免割合
5 / 10 以上	全額
5 / 10 未満 4 / 10 以上	3 / 4
4 / 10 未満 3 / 10 以上	2 / 4

ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、三重県歯科医師国民健康保険組合にお問い合わせ下さい。

申請期限：令和4年3月31日

三重県歯科医師国民健康保険組合

〒514-0003

三重県津市桜橋2丁目120-2

電話：059-227-6488